

Title	E. W. Zeeden, Hardenberg und der Gedanke einer Volksvertretung in Preussen 1807-1812
Sub Title	
Author	東畑, 隆介(Tobata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.42, No.3 (1970. 2) ,p.92(356)- 95(359)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700200-0092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

な立場と、外国人、日記という客観性をもつ立場とが考慮され、
 廃仏事件にたいする円仁の考えかたにも触れられるのである。その
 意味でこの研究はさきに発表された論文の題名どおり（史泉二
 五・一九六〇年）、まさに円仁入唐求法の研究である。このこと
 は、たとえば 慈覚大師研究（天台学会・一九六四年）に収めら
 れた四十数篇もの、諸氏の精緻でしかし個別的な論考などをみる
 と、いつそうその感が深い。個別的な問題は註釈において具体的
 に説明し、研究には原著および原著者を中心とした大きな立場を
 とられたことは、著者の見識を示すものである。

第二章も基本的にはまつたくこの立場で論述され、諸寺院、僧
 制と教団、仏教行事、法会と行法、通俗信仰とくに五台山仏教、
 諸宗派とその求得 の六節におよぶ唐代仏教論のすべてに、円仁
 のみたの五字が冠せられている。そして、円仁の密教受容、会
 昌廢仏と円仁の二節が続くのである。仏教についていよいよ知
 るところのないわたくしはこれらの論考について言及できないの
 であるが、氏が単に東洋史学者たるにとどまらず、仏教史、仏教
 美術史家としての面目をここに遺憾なく發揮されたことは明らか
 である。先の訳註にしても、もとより広範な問題を網羅している
 から、註解された事項がすべて明快に説明されたわけではなく、不
 明なまままたその旨を提起された問題も多い。これを克服して行く
 ことが、この研究の恩恵に浴するものの責務であろう。

附録に円仁の将来目録たる 入唐新求聖教目録 が添えられ、図
 版も質量ともに豊富で、名著をいつそう価値あらしめている。

E. W. Zee den, Hardenberg und der
 Gedanke einer Volksvertretung in
 Preussen 1807-1812, 1965, Kraus
 Reprint LTD.

東 畑 隆 介

本書は一九四〇年にベルリンで刊行され、六五年にアメリカの
 Kraus 社からリプリントの形で刊行された。従つて、刊行年度
 の点からみれば、今更紹介する必要もないと云えるかもしれない。
 しかし、本書に限らず、この時期に刊行されたものは当時洋書の
 輸入が困難であつたため、研究者に利用されることが少かつたし、
 ドイツ本国における「シュタイン・ハルデンベルクの改革」の研
 究が、専らシュタインに關心を集中して進められた⁽¹⁾ために、我が
 国の研究でも、ハルデンベルクと彼の改革については、論じられ
 ることが少かつた。このような研究の空白を埋める意味で、本書
 を紹介することは必ずしも無意味なことではないであろう。

本書の内容を紹介すると、本書は「改革」の主要時期にあたる
 一八〇七年から一八一二年までのハルデンベルクの国民代表の思
 想、計画を当時のプロイセンの憲法思想と関連させて論じたもの
 で、一、一八〇七——一八一〇年の改革期の刺激、二、宰相就任
 後のハルデンベルクの代表の試み（一八一〇——一八一二年）及

び結論の三部から成っている。

第一部では、先ず、一八〇六年以来のプロイセンにおけるシュテンデの改革思想に関連して、イエーナの敗戦の結果、従来のラントシュテンデが制度的に硬化し、もはや当時の複雑な行政の課題に応じることが出来ず、全体的な国益との関連を喪失したことが明らかになつた。ゆゑ、伝統的な等族制に代る各身分でなく、国民全体を代表する国民代表制によつて、国民と国家とを結合させることが、一八〇七年以後の全ての改革者の一致した見解であり、この国民代表制は、究極的には、立法への国民の参与を旨とするものであつたと指摘され、次に一七八〇年から一八〇七年に至る時期のハルデンベルクの代表思想について、Braunschweigの大臣をしていた当時の覚書、彼の思想を伝える重要な史料とされている一八〇七年に起草された「リガ覚書」が検討され、彼の改革の究極の動機は国家の権力とその政治的安全の問題であり、そこから強力で、無拘束な行政を行う官僚国家が理想とされ、代表制度は、この目的達成に役立つ限りにおいて有益とされた。このような彼の官僚国家観は、フランス革命前から形成され、彼の生涯を一貫する思想であるが、この他にフランス革命の影響として、国民の法的及び課税の平等の理念が指摘され、一般公民の理念によつて拡大された国家形態こそ、ハルデンベルクの政治生活の強固な根幹をなすものであつたと述べられている。最後に、一八〇八年から一八一〇年までの「ドーナ・アルテンシュタイン内閣」の下で行われた各身分の代表の統治参加、各州の自治の改革の試

みが概観され、同内閣はシュタインの前内閣の代表思想を継承したが、それへの内面的理解に欠け、保守と革命との間を不決断に動揺したに過ぎないが、シュテンデの統治参与のある程度の可能性を明らかにしたこと、一般公民思想が受け入れられる地盤が徐々に形成されたことなどの点で、代表制の問題の展開に寄与したと述べられている。

第二部は、一、ハルデンベルクの財政計画の代表理念。二、一八一一年の名望家議會。三、一八一二年の国民代表思想に対するハルデンベルクの立場の三章から成っている。

第一章では、宰相就任当時（一八一〇年）のハルデンベルクの最大の関心事は、財政上の改革——国民所得及び租税収益の増大であり、この目的のために、当時時代遅れとなつていた *alstän-discher Landtag* に代る新しい、人為的な代表制が構想され、国会には、従来のシュテンデ地方分権主義 (*Ständeparitularismus*) に對抗して、国民的意識を促進すること、国務に影響を及ぼすよりも寧ろ報告される事柄を聴取するという諮問的な役割とが期待されたと述べられている。

第二章では、一八一一年に召集された名望家議會の召集の動機とその経過とが簡単に述べられた後、政府側の改革に反対する貴族の抵抗を代表するものとして、当時の保守思想家マルヴィッツの政治思想が取りあげられる。時代の趨勢である平等化に反対したマルヴィッツは、シュタインによつて導入された自由主義的改革を、「神によつて定められた秩序に対する極端な唯物論の戦

争」だと非難し、貴族を中核とし、伝統の精神に基いた国家の再生を主張した。このような政治思想に代弁されるような伝統によつて神聖化された身分意識、法意識をもつた貴族達は、ハルデンベルクの理性及び国家理性の立場からの改革に反対した。その結果、一八一一年の名望家議會は十分な成果を収めることは出来なかつたが、それにもかゝらず、それは、一八〇七年以来、無数の覚書で、理論的に要求されたことの現実化の試みであり、一、シュテンデのヒエラルヒーの破壊。二、それに代る公民思想の確立。三、一単位としての国家観の確立。四、行政から除外された国民代表に、その活動領域として、僅少ではあるにせよ、原則として立法活動が割り当てられたなどの点で、今日、国民代表の名の下で、理解されているものへ一步を進めたものとして評価されねばならぬと述べられている。

第三章では、一八一二年に召集され、一五年に最終的に解散された国民代表議會について、先づ、その召集の動機は理念的なものではなく、各州の負債を出来るだけ速やかに調整するという優れて実質的なものであり、ハルデンベルクの意図した点とも合致する性質のものであつた。議會は、プロイセン国家の立憲国家への改造を企てたブルジョアジーが中心になつて、立法への参与の確立を目指したが、絶対主義的官憲国家観の持ち主であるハルデンベルクは、この要求を真剣に受け入れなかつた。一八一五年七月に議會が最終的に解散されるまで、代表者の決議は何らの拘束力をもたない意見と見做され、彼等は提出された事項につい

てのみ決議することを認められたに過ぎなかつた。結局、当時の国民代表議會は、立憲君主主義的政治制度を形成しようとする最初の挫折した試みであり、それ以後三十年間、絶対主義的な志向をもつ官僚階級が、自由主義的な市民階級に対して、優位を保つことになる。プロイセンにおける市民階級の政治的未成熟と時代の復古的傾向とが、それを助長したと述べられている。

最後に、結論として、ハルデンベルクの憲法思想の歴史的位置づけが試みられる。

ハルデンベルクは無制限の君主制に固執し過ぎた。国民に實質的な自由と権利とを与えることが出来なかつた。しかし、彼が導入しようと企てたものこそ、立憲君主制の発展への端緒であつたことも認められねばならない。国民代表制を媒介にして、国家と国民とを密接に結びつけることにより、国家の統一を促進しようとしたこと、全ての身分の代表を平等視する一般公民の理念などの点で、彼は、彼の批判者をも含めた当時の改革者と共通した見解をもつていた。また彼の一般公民の理念や代表者に対する指令の禁止の思想は、国民代表の根本前提となる極めて近代的な思想であつた。けれども、彼を他の改革者から分つた「王は、その特権の何れも放棄してはならない」というような絶対主義的国家観は彼による国民代表の試みを停滞させた。

彼の啓蒙主義的要素によつて補足された絶対主義の帰結は、何ら真正の生命力が吹きこまれていない半議會的なこしらえ物——極端に絶対主義的な原理と立憲的なそれという相互に排除しあう

二つの原理の強引な統一を産み出したに過ぎず、プロイセンにおける継続的な憲法の発展の出発点とならなかつた。

以上が、本書の内容のあらましである。本書を一読して感じられることは、著者の関心が、専らハルデンベルクの国民代表思想を当時の改革思想と関連させて、浮彫しようとする政治思想史的側面に向けられているために、当時召集された名望家議会における討議の内容、政府と貴族との対立点、当時の改革立法に及ぼした議会の影響、それらの社会的背景などの政治史、社会史的側面が殆んど言及されていないことである。ハルデンベルクが理念的というより寧ろ現実的な政治家であつたことや、現代の西独史学が、支配者中心の従来の精神史的政治史から民衆の運動を組み入れた社会史へと転換しつつあることを考えると、これは、確かに本書の大きな欠陥である。しかし、従来、主として外交面から論じられてきたハルデンベルクの政治を、内政面、とりわけプロシアにおける議会制度の発展との関連から論じている点で、上記の欠陥はあるにしても、本書は、従来の外交優位から内政優位へ、統一重視から自由重視へと転換した今日の西独史学の関心に答える内容のものであると云えよう。

(1) シュタインの伝記が、それ自体一つの研究史的興味をそよめるほど多いのに対して、ハルデンベルクについては極めて少い。

本格的な伝記としては、Hausherr, H., Hardenberg, Eine politische Biographie, I. Teil: 1750-1800, Herausgegeben von K. E. Born, 1963, Böhlau Verlag があるが、ハルデン

ベルクが本格的な政治活動に入る以前の時期で終っており、一九六〇年九月に著者が急死したため、完成の望みは失われた。そのため、著者が、「ハルデンベルク」第一部の執筆前に改訂していた一九四三年刊行の著書「Die Stunde Hardenbergs」が伝記の第三部として、一九六五年に刊行された(Hausherr, H., Hardenberg, Eine politische Biographie, III. Teil, 1965, Böhlau Verlag)。他に最近刊行されたものでは、Thielen, P. G., Karl August von Hardenberg, 1967, Grote. があるが、筆者は未だ見ていない。